

第1056号

2024.6.6(木)

福島トンネFAX通信
週刊トンネ

福島県同胞生活相談センター
福島県郡山市鶴見坦 1-5-30
TEL 024(922)3554
FAX 024(932)6845

定額減税が実施されます

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分の所得税と個人住民税について定額による特別控除（定額減税）が実施されることとなります。

Q. 定額減税の概要は、どのような制度ですか？（国税庁提供のQ&A冊子、総務省サイトより抜粋）

A. 1 定額減税の対象者

定額減税の対象者は、令和6年分の所得税・個人住民税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）です。

（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

2 定額減税額

① 本人（居住者に限ります。）40,000円

※所得税30,000円+住民税10,000円

② 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）1人につき40,000円

※所得税30,000円+住民税10,000円

定額減税は所得の種類（①給与所得、②公的年金などの受給者、③事業所得者など）によって実施方法が変わりますし、非課税世帯や個人住民税の均等割のみの世帯に対しては現金給付があるなど、少し複雑化しており、いまだ福島県内の自治体（市町村）ごとの対応が追いついていないのが現状です。

その他の詳しい質問に関しては福島県ホームページ定額減税特設サイトでご確認することができます。

個別具体的な事実関係に応じたご相談は税務署でも受け付けているそうです。

この状況の中で、国税庁（国税局、税務署を含む）や都道府県・市区町村から「定額減税の関係で還付を受けられる」などと切り出し、定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールによる詐欺行為が多く報告されているようです。個人情報（銀行口座番号や暗証番号など）をメールや電話で聞くことやATMを操作させるような連絡がくることはないので十分に注意してください。

問い合わせは商工会（024-922-2452）まで

6	7	8	9	10	11	12
木	金	土	日	月	火	水
	会津オンラインアドン教室				第2回商工会カップ（9時集合）	